

令和3年度

定期・行政監査結果報告書

こども未来部・産業経済部

所沢市監査委員



所 監 第 5 1 号

令和3年11月29日

所 沢 市 長 藤 本 正 人 様
所沢市議会議長 大 舘 隆 行 様

所沢市監査委員 渡 邊 豪

同 三 上 昌 美

同 末 吉 美 帆 子

同 入 沢 豊

定期・行政監査結果について（報告）

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期・行政監査を所沢市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果について報告書を提出します。

第1 監査の種類

定期・行政監査

第2 監査の対象

こども未来部（こども政策課・こども支援課・こども福祉課・青少年課・保育幼稚園課）

産業経済部（産業振興課・商業観光課・農業振興課）

第3 監査の目的

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行並びに経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

第4 重点監査項目

監査の実施に当たり、重点監査項目を次のとおり設定した。

1 こども未来部

- (1) 事務管理体制（書類の管理、郵送時の相手先確認）
- (2) 契約・経理事務（法令遵守）
- (3) その他監査委員が必要と認める事務事業等

2 産業経済部

- (1) 事業管理体制（不十分な引継ぎ）
- (2) 契約事務（委託業者対応関係）
- (3) 収入事務（現金の取扱い）
- (4) その他監査委員が必要と認める事務事業等

第5 監査の範囲及び対象事項

令和3年4月1日から令和3年7月31日までの財務に関する事務及びその他の事務事業の執行

第6 監査の期間

令和3年8月20日から令和3年11月29日まで

第7 監査の方法

重点監査項目を設定し、試査又は精査による監査を実施した。

また、対象部署の長に対し提出を求めた資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、疑問点等を対象部署に確認するとともに、令和3年10月11日に関係職員から説明聴取を行った。

さらに、令和3年10月6日、7日に物品等調査及び施設調査を行い、実査による検証確認を行った。

なお、施設調査を実施した施設の一覧は、別紙のとおりである。

第8 監査の結果

1 こども未来部

監査の対象となった事務事業については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

注意事項については、速やかに対応のうえ、所定の様式で処理経過及び結果を報告されたい。

また、今後検討を必要とする事項として、下記のとおり要望する。

(1) 注意事項

①福祉総合システムソフトウェア保守委託契約について

所沢市標準委託契約約款は令和2年4月1日から変更されたが、契約書に変更前の約款が添付されていた。契約の締結に当たっては、内容について十分に確認し、適正な契約事務を執行されたい。

[こども支援課]

②所沢市立児童クラブ等施設管理に伴う大規模児童クラブ及び障害児支援業務委託契約について

契約書の条文に記載されている添付すべき文書が、契約書に添付されていなかった。契約の締結に当たっては、内容について十分に確認し、適正な契約事務を執行されたい。

[青少年課]

(2) 要望事項

①事務室外のファイリングキャビネットについて

事務室外に置かれているファイリングキャビネットは、職員が目が届かない状況であることから、使用时以外は施錠するなど管理方法を検討されたい。

[こども支援課・保育幼稚園課]

②児童クラブ施設移転等業務委託について

本業務委託は、施設移転等の「等」の中に物品購入及び修繕に係る経費が含まれていた。これらの経費については、施設移転業務とは目的が異なるものであることから、今後は委託内容

を十分に精査し執行されたい。

[青少年課]

③業者選定について

施設修繕の発注においては、より多くの事業者が受注の機会を得られるよう選定について検討されたい。

[保育幼稚園課]

2 産業経済部

監査の対象となった事務事業については、適正に執行されているものと認められた。

調査施設一覧

令和3年10月6日 実施

こども未来部

松原学園

かしの木学園

児童クラブ

美原児童クラブ

保育園

北所沢保育園、中新井保育園

産業経済部

所沢市観光情報・物産館

令和3年10月7日 実施

こども未来部

こども支援センター

児童館

つばき児童館、さくら児童館、まつば児童館、やなぎ児童館

児童クラブ

安松児童クラブ、山口児童クラブ、椿峰児童クラブ

保育園

北秋津保育園、並木保育園